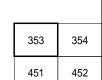
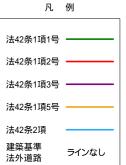


図面番号







(3) 下動産取引等の内容を証明するため の資料 (4 権利義務が発生するための資料 4. 袋井市は、指定道路図の利用により発生 した直接又は間接の損失、損害等につい て、一切の責任を負いません。 5. この指定道路図は、令和7年3月17日 現在のものです。本図は随時更新し、予告 な内容を変更する場合があります。 最新の情報は建築性宅課性宅土地対策室 窓口までご確認ください。 6. 表示内容と現況に相違がある場合や表示 内容に疑義がある場合には、建築性宅課 住宅土地対策室へお問い合わせ (ださい。)。